

那覇航空交通管制部管理棟建替整備等事業
入札説明書に関する質問及び回答（第2回）

No	該当箇所					タイトル	質問	回答
	頁	項						
83	3	3	(6)	②		事業のスケジュール	落札者の決定は平成19年1月下旬とありますが、決定日はいつ頃確定する予定でしょうか。	平成19年1月31日頃を予定しています。
84	6	4	(3)	①		設計者の参加資格要件	国土交通省航空局における平成17・18年度一般競争参加資格の認定を受けていることとありますが、東京航空局または、大阪航空局の認定でも宜しいでしょうか。	東京航空局及び大阪航空局の認定では認めません。
85	6	4	(3)	③	(イ)	設計者の参加資格要件	前項と同等以上と国が認める建築物とは、用途：データセンタ 構造：免震構造 延床面積：6,300㎡の設計実績では、国が同等と認められますでしょうか。	用途については、名称のみでは確認できませんので、参加資格審査時には、No11の回答に示す条件を満たすことを証明してください。 なお、構造については、その対象が延床面積5,000㎡以上の免震建築物であれば認めます。
86	6	4	(3)	③	(イ)	設計者の参加資格要件	上記質問に関連して、『(イ)前項と同等以上と国が認める建築物』について、入札参加申請を行う上で、個社のみならずグループ全体の入札参加資格に関わる重要な問題であることから、入札参加資格申請に先立ち、事前審査により実績として認められるかどうかを確認させていただくことは可能でしょうか。	不可です。
87	6	4	(3)	⑤	(ア)	設計者の参加資格要件	一級建築士の資格を有する技術者に対しては配置条件としてp.6(3)の③に示す実績を有する必要はないとの考えで宜しいでしょうか。	No19の回答を参照ください。
88	6	4	(3)	⑤	(イ)	設計者の参加資格要件	建築設備士の資格を有する技術者に対しては配置条件としてp.7(5)の⑤に示す実績を有する必要はないとの考えで宜しいでしょうか。	No20の回答を参照ください。
89	7	4	(4)	⑤	(ア)	工事監理者の参加資格要件	一級建築士の資格を有する技術者に対しては配置条件としてp.6(4)の③に示す実績を有する必要はないとの考えで宜しいでしょうか。	No19の回答を参照ください。
90	7	4	(4)	⑤	(イ)	工事監理者の参加資格要件	建築設備士の資格を有する技術者に対しては配置条件としてp.7(5)の⑤に示す実績を有する必要はないとの考えで宜しいでしょうか。	No20の回答を参照ください。
91	7	4	(5)	⑤		建設者の参加資格要件	同一工事にて(ア)～(ウ)を施工した実績であれば、請負契約を締結している自社の技術研究所施設については実績要件として認められるとの考えで宜しいでしょうか。	空気調和設備工事の元請けとしての実績を証明できる資料を提出してください。 提出された資料で元請けとしての実績が確認できないと国が判断した場合は実績を満たさないものとします。

No	該当箇所					タイトル	質問	回答
	頁	項						
92	7	4	(5)	⑤		建設者の参加資格要件	民間工事のサーバールームを含む施工実績を提出するにあたり、発注者との機密保持契約を締結している都合上、施工部分を証明する竣工図を添付資料として提出出来ない場合、契約書の写しを添付するのみで宜しいでしょうか。ご教示願います。	No91の回答を参照ください。
93	7	4	(5)	⑤		建設者の参加資格要件	事務所ビル(仮にAビルとする)新築建設時に、Aビル地階内に100トン以上の冷凍能力を有する新築地域熱源プラント(Aビルの熱源としても利用されるもの)を、契約先は別であるが、Aビル本体と同一の工事期間中に施工かつ竣工した場合、(ア)～(ウ)における同一工事の実績として認められるとの考え方で宜しいでしょうか。	No47の回答を参照ください。
94	8	4	(5)	⑦		建設者の参加資格要件	各建設工事を複数の者が、共同で行う場合の各業者の出資の最低比率があればご教示下さい。	最低比率は設けていません。
95	8	4	(5)	⑦		建設者の参加資格要件	各工事業種を複数の者が共同して実施する場合、各工事業種に対する監理(主任)技術者については、いずれか1者がp.8 (5)⑧の(ア)～(ウ)に示す当該技術者を1名配置出来ればいいとの考えで宜しいでしょうか。	1つの工事業種を複数の者が共同して行う場合、そのうちの1者が要件を満たす技術者を配置する必要があります。
96	8	4	(5)	⑧	(ウ)	建設者の参加資格要件	電気工事業を複数の企業で担当する場合、そのうちの1社が(ウ)の要件を満たす技術者を配置すればよろしいでしょうか。	No95の回答を参照ください。
97	8	4	(7)	②		維持管理者の参加資格要件	建築設備運転監視業務においても「電気工事業」、「管工事業」が必要になるのでしょうか。	必要です。
98	8	4	(7)			維持管理者の参加資格要件	P8(7)②の資格を有してはいませんが、自社施設として、災害時に機能保持が必要とされ、その機能が他に波及する施設(電話局、発電所、電算機センター等)を保有し、実際に自社で当該施設の設備運転監視業務を行っている場合においては、建築設備運転監視業務の参加資格要件を満たすと解釈してよろしいでしょうか。またその場合、実績を示す資料として監視記録を提出する必要があるでしょうか。	監視記録は業務実績を証明できる資料として認めません。契約書等の業務実績を証明できる資料を提出してください。提出された資料で業務実績が確認できないと国が判断した場合は実績を満たさないものとします。なお、P8(7)①②の資格要件については、7に記載のとおり開札(価格審査)の時までに要件を満たす必要があります。
99	17	16	(2)			事業者の選定体制	二次審査における加点審査を行う主体はPFI審査会でしょうか。	16(2)に記載のとおり、PFI審査会が加点項目審査を行います。